



元 初 健 食 第 1 号

令和元年 5 月 1 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各、国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課長 三 谷 卓



(印影印刷)

令和元年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働事務次官から依頼がありました。

望まない受動喫煙の防止を目的とする健康増進法の一部を改正する法律が平成 30 年 7 月 25 日に成立し、令和元年 7 月に学校・病院・児童福祉施設等、行政機関が原則敷地内、令和 2 年 4 月にそれ以外の施設等が原則禁煙になることを控え、下記の未成年者の喫煙防止対策をはじめ禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものとされています。

ついては、令和元年度「禁煙週間」実施要綱の趣旨等を踏まえ、学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進について、格段の御配慮をお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対

して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いします。

記

1 令和元年度「禁煙週間」実施要綱（抜粋）

6 本週間に実施する事項

（２）地方自治体における取組

イ 未成年者の喫煙防止対策

児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

（本件照会先）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課がん教育推進係

T E L : 03-6734-2918